

＜主な見直し内容＞

1 送電ロス率の見直し

小売電気事業者が供給する需要の電圧に応じて必要な電気の調達量を算定する際に用いる送電ロス率を見直します。

(過去3年分の実績の平均値〔毎年見直し〕)

供給する電圧	現 行	見直し後
低 圧	8. 1 %	8. 2 %
高 圧	3. 0 %	3. 1 %
特別高圧	1. 3 %	1. 3 %

2 インバランスリスク料の算定方法見直し

一般送配電事業者が発電計画を策定するF I T発電設備に係るインバランス料金^{※1}は市場価格相当とされているため、F I T以外の電源に適用される通常のインバランス料金との差について、一般送配電事業者がインバランスリスク料としてF I T買取事業者から申し受けることにより精算を行っています。

※1 発電計画と発電実績の差分を「インバランス」といい、一般送配電事業者は「インバランス料金」を事業者から申し受けて、差分の電力量の補給等を行っています。

この度、インバランスリスク料の算定に用いるインバランスリスク単価^{※2}の設定方法が、現在の年間固定から30分毎の変動制に見直されることに伴い、その内容を供給条件に反映します。

※2 通常のインバランス料金と市場価格(回避可能費用)の差を基に、国が設定します。

3 発電設備の不要な分割設置の禁止

太陽光等の発電設備の設置にあたり、保安規制の回避や、高圧受電設備の設置等に係る費用負担の回避を目的として設置場所を不要に分割することが禁止されることに伴い、その内容を供給条件に反映します。

以 上